第二節　奈良町の形成とその支配

江戸幕府の成立と奈良

徳川家康の奈良支配

慶長三年（一五九八）八月、豊臣秀吉が後顧の憂いを残しながら没すると、豊臣政権下の諸大名の対立が早くも表面化し、ついに同五年（一六〇〇）九月に関ヶ原の戦いが起こった。徳川家康は開戦に先だち大和を掌握しようとし、すでに家臣になっていた柳生宗厳・宗矩の父子を用いて伊賀上野城の筒井定次を説き、上杉景勝攻撃の軍に加わらせた。

やがて関ヶ原の決戦は、東軍家康方の勝利に終わったため、定次は本領を安堵され、郡山城主増田長盛は高野山に走って、郡山城は開城した。家康は、家臣の大久保長安を大和の統轄者に任じ、彼に郡山城をあずけ、広く大和一国支配に乗り出したのである。長安は、猿楽師から家康の寵臣となり、佐渡金山奉行を勤めていた家康の側近であった。

関ヶ原の合戦は、全国の諸大名の勢力に非常な影響を与えたが、大和でもその変動は大きかった。西軍の増田長盛の敗走に反して、東軍に加わった高取城主本多因幡守俊政は、本領を安堵されて二万五〇〇〇石を領し、片桐且元は一万八〇〇〇石を加増されて竜田を居所とし、その弟片桐貞隆は一万石を与えられて小泉に居を構えた。また福島高晴は宇陀松山城で三万石を領し、桑山一晴は葛下郡新庄で一万六〇〇〇石を、その叔父桑山元晴は葛上郡御所で二万六〇〇〇石を領し、織田信長の弟長益（有楽斎）も、摂津のほか大和に新恩の地を加えられた。

翌々慶長七年（一六〇二）八月、家康は老臣本多正信や大久保長安を従えて南都に下向した。大和が家康の支配下にあることを誇示したものであろう。すなわち、足利義政・織田信長の先例に従って正倉院の香木蘭奢待を切り、春日社の祢宜や興福寺の諸役人である三綱・寺侍（衆徒）・仕丁・作手らに対して、その町役と屋地子一六三石余を免許した。この免許地が号所（巷所）といわれるものである。

また東大寺には境内門前の押上六〇石・野田村一五〇石、計二一〇石を寄進し、そのほか新薬師寺・極楽院・伝香寺・真言院ら南都と大和国中の諸寺社に朱印領を給付し、それにもれた寺院についても、翌慶長八年（一六〇三）三月に境内地子を免除している。

徳川氏の奈良の寺社に対する心遣いは、寺社詣でや地子免許や朱印領の給付だけではなかった。大久保長安は春日社の大鳥居を造替寄進し、また同十一年（一六〇六）には社殿修理料二万俵を、十七年（一六一二）には造替料二万両を寄進し、あるいは若宮祭礼振興のため猿楽座に参勤料を与えた。それらは幕府の神社祭礼尊重の政策のあらわれでもあるが、神国大和を認め、奈良を優遇することでもあった。

さて、大久保長安の奈良支配とはいっても、彼が幕府で要職を占めていたためもあって、慶長十八年（一六一三）六月に春日社参詣に来たくらいで、ほとんど「駿府ニ居ナガラ折々来テ政治ノ大綱」（「庁中漫録」）をみただけであった。そこで奈良にはその部下の原田仁右衛門・初鹿野加右衛門や、平田右衛門佐・永田内匠・飯島五郎右衛門・藤田又右衛門らをおいて町政をとらせていた。慶長十二年（一六〇七）には、やはり長安の部下の鈴木左馬助が奈良に入部し、杉田忠次らとともに民政に当たっていた。そして同十六年（一六一一）の大和に残る年貢皆済状（天理市岩屋・山田家文書）

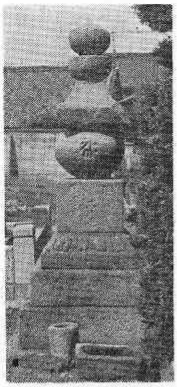

大久保長安供養塔
（阿弥陀寺）

などから考えると、長安の指揮のもとで、藤林勝政・楢村監物・杉田忠次・中坊秀政らが大和の六万石の蔵入地の代官として仕事を分担していたのである。

そしてその支配は、彼らの権限が民政全般におよんでいたわけではなく、たとえば裁判は基本的には京都所司代板倉勝重を中心として、京都伏見で行なわれており、職能的には所司代の統轄下にあった。いわば大久保の配下でありながら所司代の支配を受けるという立場にあったわけで、大久保の権力は大和一国の民政全般を預かる行政機関とはいえない形のものであったといえよう。

奈良町の成立

慶長八年（一六〇三）に家康は江戸に幕府を開いたが、その前後七・八・九年にわたって奈良町の検地に相当する屋地子帳改めを行ない、同九年（一六〇四）には町域の画定、いわゆる町切りが実施されたのである。このとき、奈良の諸郷ははっきりと町と称されて一〇〇町が成立し、文禄検地でいったん町から切り離されていた街地つづきの村々も地方町として奈良町に編入された。この地方町は、半田村庄屋の支配となって半田方と呼ばれ、このときからそれぞれ町と称することが公認された。文禄検地でほぼ成立していた奈良町のほかに、ここにこの二五町の地方町が加わったわけである。なお、のちにみるように、慶長十八年（一六一三）奈良奉行がおかれると、これに奈良町つづきの興福寺領である高畠・紀寺・木辻・三条の諸村をはじめ、寺社境内地も地方町に準じた扱いを受けることとなり、寺社領下の村も奈良町に含めて考えられるようになった。

この奈良町を取りまいて、幕府領である城戸・油坂・杉ヶ町・芝辻・法蓮・京終・川上・野田のいわゆる奈良回り八か村があった。これらの村も、奈良奉行の支配下にあったので、それを加えて広義の奈良（奈良領）ができることになる。

以下、近世の奈良というとき、この周辺農村部をも含めて考えることにする。ただし、たとえば油坂町と油坂村

とがある場合、前者は人家のある部分、後者は原則として耕地だけの部分を指していた（「油坂村延宝検地帳」）。芝辻町と芝辻村の場合も同様であった。そして、同一人物が油坂町と油坂村の役人を兼ね、前者の場合「町年寄」を名乗り、後者の場合「庄屋」と名乗っている（「油阪町有文書」・「芝辻町有文書」）。

以上のようにして、奈良総町二〇〇余町が成立するわけである。境域は、東は市ノ井（いちのい）から、西は三条口まで二六町四四間余、北は奈良坂京口から南は椚口まで一里四町五〇間ということであった（「奈良町公役覚」）。そして、いわゆる奈良町への入口は、小さな野道は別として、一一か所でそれぞれの入口に定杭があり、木戸が設けられていた。天理図書館に保存されている絵図を、わかりやすくして右に示しておく。

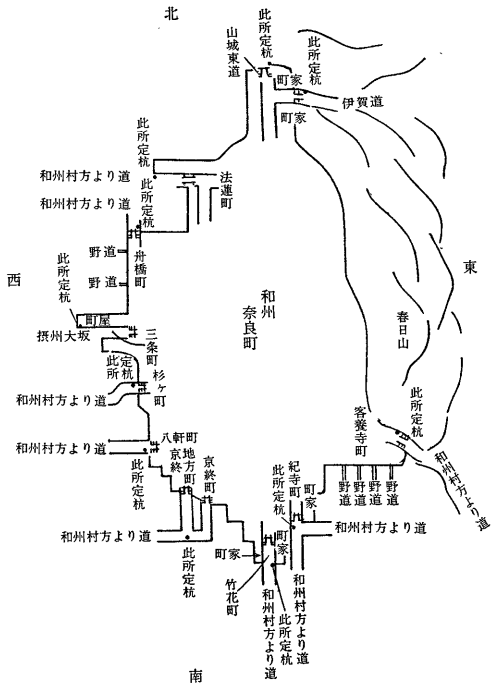

奈良町入口11か所

大坂の陣と奈良　関ヶ原の戦いののち、奈良は大久保長安の家臣によって支配されていた。そのうち慶長十三年（一六〇八）になって、伊賀上野の筒井定次が不行跡のゆえに所領を没収され、定次とその子順定の父子が奥州に流罪となる事件が起こった。この事件は、筒井氏の旧臣であった中坊秀祐の訴えによるものといわれ

るが、遠因は豊臣・徳川の対抗関係にあったともいえるであろう。なおこのとき、定次の重臣であった松倉重政は、関ヶ原の戦いの軍功によって宇智郡二見城に一万石を与えられ、小堀遠江守政一も添上郡などで八〇〇〇石を与えられている。その後、家康は、慶長十八年（一六一三）に大久保長安が病んだため、中坊秀祐の子秀政を起用して長安を助けさせ、やがて長安没後の奈良奉行に任命した。そしてその翌年には、大和の名族筒井家の絶えることを惜しんで、その一族で福住に閉居していた主殿助定慶に一万石を与えて郡山城に在番させた。

このような大和出身の筒井氏や中坊氏の大和での起用や、郡山城の確保も、実は家康の大坂陣をひかえての布石であった。

慶長十九年（一六一四）の冬、いわゆる大坂冬の陣が起こった。これは、隣接する大和にとっては大きな衝撃であった。春日社家の辰市祐員らが大坂方に馳せ参じているが、家康は奈良奉行の中坊秀政に命じて、奈良の戦備を整えさせ、町民が武具を大坂へ売ることを禁止し、大和国内の諸侯には大和口の先鋒をつとめる藤堂高虎の軍に従わせた。十月二十五日、高虎は伊勢・伊賀の軍を率いて郡山に着陣し、大和の本多・松倉・桑山らの諸侯や、奥田忠次・神保相茂ら在地の軍士を合わせて、翌日龍田越えで河内に進出した。やがて、十一月十五日には、家康も京都二条城から奈良へ入って奉行中坊秀政の邸を本陣とし、翌日には法隆寺の阿弥陀院実秀の許にいたり、やがて摂津住吉に陣を進めた。このとき中坊秀政も、十津川の郷士らを率いて家康に従った。こうして大坂城は包囲されたが、十二月になって織田長益らの斡旋によって、両軍の間に和議が成立し、大和の諸軍もそれぞれ所領に帰ったのであった。

ところが、翌元和元年（一六一五）の夏になって、両者の和睦が破れ、大坂夏の陣が起こった。このとき、郡山城城番筒井主殿助が大坂方の勧誘を断わったために、大坂城から大野治房が郡山城の攻略に向かい、また筒井氏の旧臣箸尾・万財・布施らの大和武士も郡山を襲った。城番筒井主殿助は、なすところなく敗走して福住に逃れたので、

大野勢らは郡山城下を焼き、さらに奈良に向かって進撃した。しかし、奈良の備えは堅く、大坂方もやむなく引き上げたので、奈良は兵火を免れることができた。

夏の陣には、家康軍の勇将として知られた三河国刈屋の城主水野日向守勝成が大和口の第一陣をつとめ、松倉らの大和勢は多くこの水野軍に加わり、戦果をあげた。この間、奈良奉行の中坊秀政が牒報活動につとめ、柳生宗矩が徳川軍の道案内役として活躍したことなどが伝えられている。この年五月、大坂城はついに陥落し、ここに徳川氏による新しい権力は、ゆるぎのないものになった。

再度にわたる大坂の陣で、豊臣氏が滅亡すると、家康による諸大名の移封・加増・改易などが盛んに行なわれた。大和でも相当の変動があった。まず、大和の名門筒井氏の没落である。さきに伊賀の所領を没収され、鳥居忠政にお預けの身になっていた筒井定次・順定の父子は、大坂方への内通の疑いを受けて死を命じられ、また郡山城から敗走していた筒井主殿助正次は責めを負って自殺し、ここに筒井氏は断絶した。そして、これに代わって郡山城には、徳川譜代の大名で夏の陣に戦功のあった水野日向守勝成が封じられ、三万石を加増されて、添上・添下・平群・式下・広瀬五郡の内で六万石を領することになった。

また、宇陀松山の福島高晴が乱行で改易されたあとには、織田信長の子信雄が封じられ、高取の本多氏と御所・新庄の両桑山氏は旧領を安堵された。小泉・竜田の両片桐氏は加増され、織田長益も大和・摂津で三万石を領したが、これはのち、柳本・芝（戒重）の両織田氏に分かれている。なお、五條二見の城主松倉重政は、戦功によって肥前国島原に移り、ここに大和武士の流れをくむ大名がすべて大和から消滅したのである。

こうした戦後処理の段階を経て、幕府権力安定化のために、大和一国内の領有関係の変動はつづけられた。元和五年（一六一九）には、郡山城主水野勝成が備後国福山に移り、後には大坂城から松平下総守忠明が入り一二万石を領

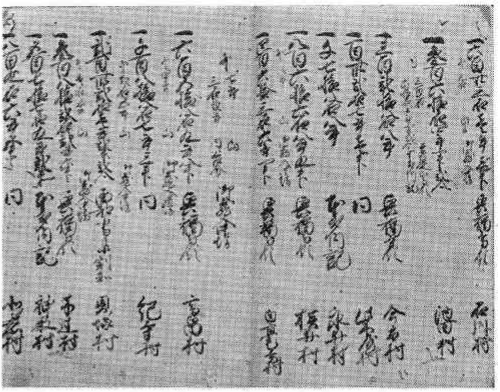

寛文7年（1667）「大和郷帳」
（天理図書館蔵）

した。また、伊勢国津城主藤堂高虎も同年山城・大和の地に五万石を加増された。高取の本多家は断絶して、譜代の植村氏に代わり、両桑山氏と竜田の片桐氏も江戸時代中期までには断絶し、宇陀松山の織田氏ものちに丹波に移された。それに代わって、新たに大和国内で藩封を受けたものとして、柳生の柳生氏、新庄の永井氏などがあり、慶応四年（一八六八）には田原本の平野氏が大名になっている。こうして、郡山藩のほかは小藩が分立し、その他幕領・旗本領・寺社領が細かく入り組んだ近世大和の領有関係が成立したのである。

現奈良市域の所領関係は、旧奈良町を中心とする幕府直轄領のほかに大名領として柳生藩・津藩・久居藩・郡山藩・小泉藩の領地があった。また藩領以外にも、興福寺春日社領その他の諸寺社領・旗本石河（いしこ）氏領・同角南（すなみ）氏領などが散在していた（90ページ図参照）。

奈良奉行

奈良奉行の設置

江戸時代の奈良町支配の中枢は奈良奉行であった。奈良奉行は諸書によってその名称が異なっており、「奈良町御奉行」・「南都町奉行」・「南京奉行」などと呼ばれているが、以下『徳川実紀』などによって「奈良奉行」の名称を使うこととする。

さて、奈良町に奉行職が置かれた年代や、最初の奉行についても、諸記録は必ずしも一致していない。たとえば、「奈良旧記」（橋本家文書・京大図書館蔵）では初代奉行として井上源五高清の名をあげ、その在職を天正十年（一五八二）から慶長五年（一六〇〇）までとし、原田仁右衛門・初鹿野加右衛門・鈴木左馬助・中坊秀政らをつづいてあげている。しかし、井上源五はさきにも述べたように豊臣秀長の奈良代官であり、原田・初鹿野・鈴木の三人は江戸幕府の奈良代官大久保長安配下のものである。

このようにみてくると、井上源五や大久保長安らが、奈良町の司法・行政をみたことは事実であったとしても、奈良奉行職の始源は、慶長十八年（一六一三）に任命された中坊飛騨守秀政に求めるべきであり、これによって奈良町は、堺・長崎などと同列に並ぶ遠国奉行配置の町に列したのであろう。ただし『寛政重修諸家譜』や『徳川実紀』には、秀政の父秀祐がすでに奈良の奉行になったと記され、慶長十四年（一六〇九）に秀政が父の原職についで奈良奉行になり、近江・大和の幕領を支配したとみえている。

中坊氏はもともと大和の土豪で、筒井氏に属し、筒井氏が伊賀に移されるとその家老職についていた。ところが、関ヶ原の戦後秀祐は大久保長安に接近し、吉野郡に三五〇〇石を与えられ、大和・近江の幕領代官を勤め、やがて南都のことに関与するようになっている。その理由は、中坊氏が代々興福寺の衆徒として、春日社の造営や神事を奉行していた家柄で、秀祐もまたその実績をもっていたからであろう。南都は春日社・興福寺の諸行事がとくに重要な位置を占めるという特別な町であり、その支配にはこのことをよく処理し得る人物を長安が必要としたからだと考えられる。そして秀祐の跡をついだ秀政も長安を助け、慶長十八年（一六一三）の長安没後、正式に奈良奉行となったのである。

中坊秀政は奈良町の司法・行政をつかさどるとともに、長安が代官を勤めていた吉野郡の幕領支配を委ねられ、

下市に役所をおいてこれを支配した。また、春日若宮祭礼に際し、松の下式に検知役として臨んで、将軍家の代官としての威を示し、慶長十七年（一六一二）と寛永八年（一六三一）の二度にわたり春日社造営の奉行を勤めている。

秀政についで、その養嗣子時祐も奈良奉行になった。大和の出身である中坊氏二代が、相ついで約半世紀にもわたって奈良奉行職を勤めたのは、中世の名残りがただよう幕藩制成立期の奈良町支配には、その間の事情によく通じたものが求められたためであったと思われる。

豊臣秀長の奈良代官井上源五は、椿井町の中坊氏屋敷を政庁として政務をとった。ついで奈良町を支配した大久保長安も、はじめ井上源五と同じく椿井町に政庁をおいた。その後、慶長七年（一六〇二）になって、町支配の一新をはかろうとしたのであろうか、椿井町屋敷から大豆山郷（半田開）に代官役所を新築した。なお椿井町屋敷は奈良町惣年寄会所として残された。

中坊秀政は奈良奉行に任命された当初、その自宅を奉行屋敷としていたが、しばらくして本格的に奉行所の造営にとりかかっている。その位置は、現在の奈良女子大学の所在地にあたり、東は鍋屋町黒門通りを北へ見通し、南は宿院町裏まで、西は南法蓮町の東面に接し、北は北魚屋西町の裏にまでおよんでいた。このため地域内にあった称名寺は西方の菖蒲池町に移され、また法蓮村への道路は切断されることになった。奉行所の敷地は東西・南北ともほぼ九二間、総坪数八六七五坪余で、この規模は近世の奉行所としては類をみないものといわれる。東に正門があり、囲みの中には二八棟の建物があった。江戸時代中期のものと推定される奉行所の建物配置の主な部分は次ページの図のとおりで、この図に入らない西南部には庭園、西北部には東西に長い土蔵があった。南面する書院は玄関の左にあり、町民らのあいさつの場であり公事場であって、奉行所内のもっとも重要な部分をなしており、庭に面して白洲があった。奉行の居間は書院の後ろに別棟をなし、与力・同心の詰所などがその近くにあった。

奈良奉行略図（大宮兼守氏蔵）

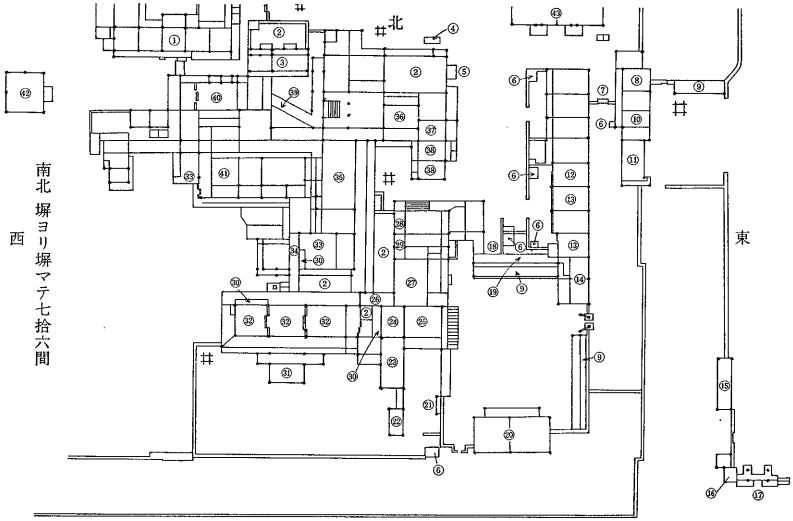

①長屋　②土間　③近習部屋　④惣雪隠　⑤入口　⑥雪隠
⑦勝手門　⑧足軽　⑨腰掛　⑩御門番部屋　⑪表長屋門
⑫徒士町代部屋　⑬見付長屋　⑭町代部屋　⑮馬繋
⑯門番部屋　⑰南門　⑱勝手口　⑲町代トモカヨイ道
⑳薪祭礼道具蔵　㉑塀重門　㉒射場　㉓使者之間　㉔玄関
㉕式台　㉖板縁　㉗与力番所・会議所　㉘物置　㉙書物置
㉚床　㉛日覆　㉜書院公事場　㉝小座敷　㉞縁側
㉟料理之間　㊱板敷　㊲坊主部屋　㊳部屋　㊴廊下
㊵用部屋　㊶居間・寝間　㊷武具蔵　㊸土蔵

（注　省略した北の部分には中間長屋３棟、厩屋などがみられる）

奈良奉行所の遺構は、昭和五十六年に、奈良女子大学講堂建設に伴う事前発掘調査に当たって検出された。それは奉行所の北面の濠とその北側の北魚屋西町の一部であったが、江戸時代の姿を察することができた。その結果は『奈良女子大学構内遺跡発掘調査概報』に報告され、その中で菅原正明氏がその景観を詳しく述べている。なお奉行所の広さについては、同報告の村田修三氏のあげた、他の奉行所の広さ——たとえば、大坂東町奉行所二九六〇坪、京都東町奉行所五三二七坪、堺奉行所五〇〇〇余坪、内一〇〇〇坪は与力屋敷、新潟奉行所二一五七余坪など——と比較することができる。幕末に奈良奉行として赴任してきた川路聖謨の『寧府紀事』に「奈良の御役所玄関前は立派なることにて、表向は長屋門玄関太鼓やくら等に至る迄悉つゝ瓦葺にて、五、六万石位の大名の立派なるかことし、され共慶長已前の普請のまゝなるへけれはきれいにはあらす」とあるのも参考となろう。

なお秀政以後幕末にいたるまでの奈良奉行の歴代は、巻末付表1として収めた。この間で注意されるのは、元禄九年（一六六）に内田守政と妻木頼保の二人が同時に奉行に任命され、ついで内田の病気退職後、横山元知が補任されて横山が退任する元禄十五年までは、奈良奉行は二人であったことである。これについては、一人が江戸に駐在するためであるなどともいわれるが、そのような事情は他の時期にもあったことであろうし、その理由は不明というほかはない。

奉行所機構の確立　幕藩制成立期の上方支配は、京都所司代を中心に、大坂町奉行・堺町奉行や京都近郊の淀・長岡藩（永井氏）らによる合議によって進められていた。奈良町も当然のこととしてその体制に組み込まれ、奈良奉行設置以来、京都所司代を通して法令の伝達にあずかり、民政にあたっていたものである。

こうした上方独自の支配体制は、寛永十一年（一六三四）の三代将軍家光の上洛を契機に一層強化されることになった。同年、幕府は五味豊直と小堀政一をそれぞれ京と伏見の代官奉行に任命し、五畿内およびその周辺の公事訴訟のことにあたらせることにした（『寛政重修諸家譜』）。五畿内から近江・丹波・播磨にまたがる広い範囲の、領主を越えた事件

を管掌させることによって、上方支配の強化をはかったもので、大和一国の公事訴訟も両人の手にゆだねられることになった。従ってこの時期の奈良奉行は、京都所司代――代官奉行のもとで、奈良町の民政にのみ責務を負っていたものと思われるのである。ただ、この時期の奈良奉行であった中坊時祐は、代官職を兼ね、近江・大和の幕領を支配していたので、その支配地の民政や年貢徴収は、奈良奉行職とは別の立場で遂行していたであろう。

幕藩制成立期の所司代体制とでもいうべきこの上方支配体制は、京・大坂などの都市の民政が煩雑化することや、小藩・旗本領・寺社領が複雑に入り組むこの地域の特性に対応して、やがてより有効な支配体制に変質して行かざるを得なかった。寛文四年（一六六四）には代官奉行から京都代官が独立し、これまで代官奉行のもとで行なわれた禁裏御料や幕領の支配をこれにゆだねることになった。また、同八年（一六六八）には代官奉行宮崎重成・雨宮正種が新たに設けられた京都町奉行職に任命された。京都町奉行は、代官奉行の職掌のうち、五畿内・近江・丹波・播磨の公事訴訟のことを受けついでいる。代官奉行の職掌を二つに分割することによって、上方支配の効率化をはかったものであろう。

ところで、こうした上方支配体制の再編成の動きの中で、奈良奉行もまた大きく変質していった。慶長十八年（一六一三）以来、父子二代奈良奉行を勤めてきた中坊氏は、さきにも述べたように、奈良町寺社勢力と深い関係を持っていた。従って幕藩制成立期の奈良町支配には、中坊氏の存在はむしろ歓迎すべきことであったであろうが、幕府による統一的な全国支配が進むにつれて、このことはむしろ障害になってきたのではなかろうか。

寛文三年（一六六三）十月、奈良奉行中坊時祐は老齢（七三歳）を理由に奉行職を辞した。その年齢からみて決して不自然なことではないが、奈良町寺社勢力の側では、「当国之所職代廿余年サハキ被申ゟ也（中略）久ミナシミト申残多ゟ事、江戸より上付替おとかし由也」（「官符衆徒集会引付」）とその辞任を惜しみ、また将来への不安を書きしるしている。

翌四年（一六六四）四月、遠洲荒居奉行から旗本土屋忠次郎利次が奈良奉行に転じてきた。そして、これまで中坊時祐が兼務していた代官職を解き、新たに大和の幕領を預かる奈良代官（後述）が設置されることになり、五味藤九郎豊旨がこれに任じられたのである。いうまでもなく、この奉行と代官の分置のことは、幕府の上方支配機構の改革の一環につながるものであり、これ以後の奈良奉行は、興福寺・東大寺・多武峯・春日社および吉野郡寺社を除く大和一国の寺社支配、大和一国中への法令伝達や治安維持だけをその任務とすることになった（「鏑木家文書」）。

さて、奈良町寺社勢力との個人的つながりをもたない幕府官僚の土屋利次は、就任以来町火消役新設問題（寛文六年）・薪能縄張事件（同年）・春日神鹿殺傷事件（同八年）など相次いで奈良町寺社勢力との間に摩擦を引きおこした。中坊時祐辞任にあたって、奈良町寺社勢力がおぼろげに感じた不安は現実のものとなったのである。

土屋自身は寛文九年（一六六九）十一月、春日社遷宮奉行問題にかかわって失脚しているが、寛文年間（一六六一―七三）の上方支配体制再編成のなかで、奈良町支配も変質していかねばならなかった。統一的な全国支配を推し進める幕府と、それに抵抗する奈良町寺社勢力の二つの力の相克の間から、近世都市としての奈良町が生まれてゆく姿が、この過程の中でみることができよう。

土屋奉行失脚の事情を『徳川実紀』はつぎのように記している。「奈良奉行土屋忠次郎利次職奪はれ、門とざし家にこもらしめらる、こは春日社御造営の事、五師役者等が議する所を聞、所存をもて指揮すべき旨命ぜられしをあやまり、をのれ御造営の奉行仰付られしよし、五師役者等にふれわたしけるをもて、一乗院門跡真敬法親王、先々武家より御造営の奉行をつけられたる例なきよし訴られたるによてなり」

与力と同心・郷同心　奈良奉行所には当初、与力・同心は置かれていなかった。初代奉行中坊秀政のころには、その家老である辻七左衛門・服部甚助・倉鹿野五左衛門らが政務をたすけ、町政については惣年寄（後

述）が補佐していたようである。

しかし、奈良の発達にともない民政が煩雑になってくると、奉行の下で働く与力・同心の設置が望まれるようになった。秀政のあと奈良奉行になった中坊時祐は、慶安二年（一六四九）の暮れ、幕府に与力・同心の設置を願い出、翌三年（一六五〇）になって、長崎奉行所並みとして、与力六騎・同心三〇人が付けられることになったのである。与力は初め六人であったが、寛文年間（一六六一～七三）土屋利次のときに二人増員され、その後一～二人の欠員があっても、原則として八人の定数になっていた。給米は一五〇石四ッ成で取米六〇石であったが、定数が八人になってからは、一律四五石宛に減石され、幕末にいたっている。

与力・同心が設けられると、その屋敷が奉行所の周辺に建てられるようになった。安政七年（一八六〇）の「南都御役録」によれば、奉行所櫟門の東側に与力屋敷五軒、また佐保川の北にある多聞屋敷（いまの多門町）には与力屋敷二軒・同心屋敷二五軒のあったことが知られる。与力屋敷は三〇〇坪（奉行所東）と一二〇坪（多聞）に定められていた。この多聞屋敷は、かつて松永久秀の多聞城下の侍屋敷の跡地で、川上村領の高一二石九斗七升七合と、法蓮村の荒地の一部に含まれ、承応四年（一六五五）三月から四月にかけて引きならし、屋敷地にしたと記されている。

与力は一代抱えではなく、正規の幕臣であったが、種々の事情によって入れ替えがあった。はじめ井関六太夫・中村十左衛門・荒山権太夫（平）・十楚勘右衛門・多羅尾宇兵衛・森屋庄右衛門の六人だったが、その後、奉行とともに来寧したり、新たに召抱えられたりして、中条・河村・羽田・橋本・玉井家などが与力職についている。明和年間（一七六四～七一）以後には、中条（二軒）・羽田（二軒）・橋本・斎藤・玉井の七家の世襲となって幕末にいたった。与力の職務は初期の時代のことはよくわからないが、幕末になると巻末付表3のような内容になっていた。

同心は初め三〇人おかれ、内小頭が二人であり、残りは平同心と呼ばれていた。屋敷は多聞屋敷に与えられ、小

頭が一五〇坪、平同心が一〇〇坪と定まっていた。同心の定数はその後、土屋利次のときに五人減員され二五人になっている。五人の減員分の給分で、新たに奈良回り八か村の内から同心二〇人の取り立てが行なわれたのである。この同心をとくに郷同心と呼んで、正規の同心とは区別したが、奈良町の発達に伴い奈良回り八か村が奈良町に組込まれるようになったこと、春日祭礼や薪能、また老中の巡見などのとき人数が必要であったことなどによるものであろう。

同心の給分は七石二人扶持と定められ、取米は一人につき一〇石八斗四升になっていた。一代抱えをたてまえとしたため、設置当初以来大幅に入れかえられ、安永年間（一七七二～八〇）に二四人を数えた同心のうち、設立時期からつづく家は五軒に過ぎなかった。同心の職務についても初期のことはよくわからないが、幕末には巻末付表4のようになっている。郷同心の給与は一石七斗五升、うち小頭二人は五斗増しであった。

奈良代官

さきにも述べたように、寛文四年（一六六四）四月、奈良代官が新設された。前年の十月に奈良奉行を辞した中坊時祐が代官を勤めていた幕領支配を引き継ぐためであり、五味藤九郎豊旨が初代の代官に任命されたのである（「柳営日次記」）。

代官所屋敷には、中御門町西にあった中坊家中屋敷があてられた。この屋敷は、東西六八間・南北五九間・一町三反歩余におよぶ広大なものであった（「南都御陣屋跡見取場手帳写」・「中御門町寛永十一甲戌年地子米御免許屋鋪改帳」）。

この時期の奈良代官の設置は、寛文年間（一六六一～七三）の上方支配体制の再編成の一環として行なわれたものであり、代官を兼ねた奈良奉行から幕領（元禄四年一六九一までは奈良回り八か村は奉行所付）の支配権を分離したわけであり、煩雑化する奈良町の民政、また大和幕領の支配の効率化をはかったものであろう。

奈良代官の歴代は巻末付表2のとおりである。五味藤九郎から最後の久下藤十郎まで、途中享保二～四年（一七一七～一九）

・享保二十年（一七三五）の一時期を除いて、都合一五人の代官が赴任している。その職掌は前述のように大和幕領からの年貢徴収権と、他に吉野一郡の寺社裁判権が与えられていた（「橋本家文書」）。支配高は六万石から一五万石の範囲であり、各代官の支配高は表5のとおりであった。はじめ中坊時祐が代官を兼ねていた幕領を引継いだものであるが、次第に増加し、元禄十五年（一七〇二）には大和幕領一四万石余のうち半分を、また会田伊右衛門のときは二〇万石のうち一五万石余を支配するようになっている。

ところで、正徳二年（一七一二）六月にいったん廃止された幕領の大名預かり制度（幕領の年貢徴収を周辺の大名が代行する制度）が、享保改革の中で、享保五～六年（一七二〇）ごろから復活しはじめた。これは、代官の算用不正や人材不足を補うためによるもののようであるが、同時に領内統治の安定した、藩に幕領支配をゆだねることで、年貢徴収の実をあげようとしたものであろう。

幕政全般のこのような状況のなかで、元文二年（一七三七）十一月二十六日代官久下藤十郎が没した。これに先だち、すでに同年六月には、支配高の一部（九千石とも一万三千石ともいう）が戒重藩（芝村藩）織田氏に預けられていたが、久下の死をきっかけに、七三年間におよぶ奈良代官所が廃止されることになり、支配高一〇万石余は表6のように

表5　奈良代官支配高

代官名	支配高	在任期間	典拠
	石		
五味　藤九郎	25139.114	寛文 4～寛文11	①「大和国知行高并郡分帳」
大柴清右衛門	70868.5377	元禄 8～元禄13	②「大和国郷帳」
会田伊右衛門	150179.0118	享保 6～享保12	③「大和国郷帳」
原　新六郎	100050.0308	享保14～享保17	④「和州郷村帳」
久下　藤十郎	104269.9351	元文元～元文 2	⑤「大和国高附記」

① 天理図書館蔵　文化6年写　② 天理図書館蔵　元禄15年の郷帳を享保15年に写したもの　③ 天理図書館蔵　嘉永元年写　④ 大安寺町武野氏蔵　宝暦10年写
⑤ 天理図書館蔵　延享2年写

周辺の各藩や代官に預けられることになったのである。

安永四年（一七七五）には、建物を除く五反八畝余の代官屋敷跡が見取場として開発され、また代官所建物も同八年（一七七九）までには取り払われ、跡地は開発されて畑地になった（「南都御陣屋跡見取場手帳写」）。その後、この地は享和元年（一八〇一）の大和郡山藩領替地の際「領知足シ高」として郡山藩領に編入され（「同上文書」・「虚白堂年録」）、幕末にいたったのである。

奈良町の行政

寛永の地子免除　両度にわたる大坂の陣で豊臣氏が滅び、その翌年には家康も没した。そして、その家康と秀忠・家光の徳川三代の間に、諸侯の移封・加増・改易などが盛んに行なわれ、武家諸法度も公布されて幕藩制統治の基礎ができあがった。また禁中並公家諸法度も出され牢人対策も進められ、貿易・鉱山などを統制して財政政策もかためられたが、地方行政とくに都市に対する施策も重視された。幕府は奈良など宗教・経済などの上で重要と考える都市を直轄して奉行を置き、その支配にあたらせたが、また都市の優遇策をも併用して、その都市を掌握している。都市に対する地子免除の特典は、その著しいものであろう。

寛永十一年（一六三四）七月、三代将軍家光は行粧を整えて上洛し、翌閏七月には大坂に赴いて二十六日に大坂・堺・奈良の地子銭を免除した。地子銭とは土地にかけられる税である。「奈良旧記」には、このときのことについて、

表6　奈良代官支配高大名預け内訳

藩名	預け高	備考
	石　勺	
津	50652.3452	
高取	20472.0290	
戒重	27682.7927	元文2年6月預り分含む
花井庄九郎	3610.3360	元文5年から高取藩へ
鈴木小右衛門	1847.4322	元文5年から高取藩へ
計	104264.9351	

延享2年「大和国高付記」から作成　天理図書館蔵

五人の年寄が大坂に伺候して、奈良中地子四五〇石八斗六升一合の永代免除の旨を受け、牛福了叱・千貫屋久兵衛がその御礼のために九月に江戸に下ったことを記している。この免除された地子銭は、さきに号所として免税となったところと合わせると、奈良町一〇〇町分五〇八石一斗二升二合となる。これと同時に町役を負った半田方地方町二五町分として二六八石四升七合六勺も免除された。ところが地方町の分は町役を負担するものだけの免除であったために、地方町ではこれを不満として上訴し、翌年になって年貢地の分として一八二石五斗八升八合二勺が免除された。これで結局約九六〇石が免税となったことになる。

この寛永の三都の地子免除の特典は、このたびの将軍上洛にあたって京都の町人に銀一二万枚を頒ったこととともに、上方都市の住民に恩恵を施し、これによって先進都市を完全に手中にして、その富力を収めようとする幕府の政策のあらわれであった。その意味で奈良についていえば、これは奈良町支配の総仕上げともいえるものであった。事実、幕藩体制は家光の代になってほぼ確立したのであって、大名の配置もこの時代になってようやく安定し、参勤交代も制度化され、諸制度の根幹となるものも大体出そろい、鎖国政策もこの前後に強化されてきていたのである。さきに述べた奈良奉行の交代や諸機構の改変も、この体制にもとづいて、それが地方政治へ及ぼされた姿に他ならない。

総年寄

幕藩体制が確立していく過程で、奈良町は奉行所を通してその支配の意図が貫徹されていくわけであるが、つぎにその町支配の実態を行政面から考えてみよう。

すでに豊臣氏の支配の時代には、さきに記したように、櫃本と呼ばれた十二の町が指定されて、その中から六人の町年寄が選ばれて奈良惣中を構成していた。そして彼らが豊臣政権から徳川政権へ交代する困難な時勢の中で町政に当たっていた。ことに奈良代官井上源五から大久保長安にかわる慶長四年（一五九）から翌年にかけての一時期

には、事実上奈良町を支配していたといわれている。このころ町年寄に選ばれていたのはつぎの六人であった。

城戸　絹屋寿閑　　椿井　坂東屋常（浄）閑（常勘）　　小西　鍋屋宗立　　椿井　呉器屋道空（石井道薫）
椿井　大賀屋（大鏡屋）宗叔　　城戸　白粉屋五郎左衛門

そしてこの年寄たちは、東城戸町安養寺を寄合の場所として町方支配の相談をし（「日記書抜」奈良教育大学蔵）、彼らを中心として奈良中各町（郷）から選ばれた月行事がそれぞれの町（郷）を代表して町政に参与していた。

徳川政権の出現によって奈良町の整備が進むに伴い、町政機関も形態を整え、慶長七年（一六〇二）には惣年寄制が設けられた。惣年寄には、最初は前記櫃本制のもとで選ばれた六人の町年寄がそのまま任命された。従って彼らの権勢は相当強いものであって、そのことはつぎの一件でも証明されよう。慶長十年（一六〇五）の薪能のときに見物の鞍掛（桟敷造り）のことで、町民に対して惣年寄の傲慢なふるまいがあったので、家康は彼ら六人を伏見城に呼び出して取り調べた。その結果、寿閑は老齢のために許され、あとの五人のうち籤引きで白粉屋父子が罪を受けることになり、翌十一年に油坂の西方寺で斬罪となった（「東地井」「給範記」）。

慶長十五年（一六一〇）には、そのかわりに牛福四郎左衛門（のち了叱という）が加わり、寛永六年（一六二九）には、中筋町の関正佐、中新屋町の軽屋与次兵衛（道悦）、鵲町の喜多市兵衛（如玄）、角振町の万屋四郎兵衛とさきの牛福の五人が惣年寄であった。ついで寛永十年には、万屋にかわって千貫屋久兵衛（良以）と麹屋浄慶が加わっている（「奈良旧記」）。寛永の地子免除のときに努力したのはこれらの人たちであった。つぎに中坊時祐の奉行のときの惣年寄としては、角振町の樽屋宗八・鵲町の喜多如玄・南市町の清水宗陳・下三条町のたつみや宗哲・角振町北の樽屋常久・小西町の布や休（求）徳の名がみえる。これらの人たちはみな奈良の有力な町民であったことは、屋号や号名をもっていたことでも明らかであろう。

惣年寄の職はもともと家付の職ではなく、町中で適任者から選ばれて一代限り勤めたものであり、また人数も必ずしも一定していなかったようである。寛文十年（一六七〇）のころには、清水宗陳・石井九郎兵衛・北樽屋常久・布屋休徳の四人であったが、延宝六年（一六七八）に北樽屋が没してその後に徳田勘兵衛が入り、翌年布屋のあとをついだ布屋三左衛門が辞職してからは、清水・石井・徳田の三家がこの職を世襲した。すなわち貞享四年（一六八七）には椿井町の石井九郎兵衛・南市町の清水源蔵・橋本町の徳田甚兵衛がこれを勤めている。その後、享保二年（一七一七）になって西村家がこれに加わり、以後総年寄はこの四家の家付の職となって幕末に及んだ。

惣年寄は、つぎに述べる町代や町年寄の上に位する町民出身の最高の職であったから、常に町民を代表するとともに奉行所と接触し、その中間にあって両者をとりもつ役であり、いわば農村部の大庄屋のような立場にあった。奉行所からの触書や町民からの願書も彼らの手を通じるのであり、町の年寄の任免権をも持っていた。そのうえ明暦三年（一六五七）からは橋本町に設けられた布判所の仕事をも受け持った。

惣年寄たちが使用した会所は椿井町にあった。慶長七年（一六〇二）大和の代官であった大久保長安が椿井の代官屋敷を廃して、これを大豆山郷に新築したから、移転後の建物を利用したものである。『奈良坊目拙解』の椿井町の項に、「慶長十八年以後、以椿井町屋敷賜奈良惣年寄六人、各住居于此云々」とあり、また「慶長年以後、南都惣年寄六人六家住居於当町西側」ともみえている。

惣年寄の代表は年頭と八朔のあいさつに、毎年江戸城へ出かけている。この例は中期以後には町代一人と惣年寄の名代が出府することになった。年頭の拝賀のようすは諸書にみられるが、いま文政から天保年間（一八一八～四三）ごろの例をつぎに示しておこう（『徳川礼典録』上）。

一、巳中刻御白書院、出御　公方様　内府様御上段　御着座　御長袴　御先立老中月番万石以上無官之面々、并三千石以上寄

合、同以下諸大夫、布衣并小普請(不勤之者をいう)之面々並居御祝儀申上、老中披露、後座榊原式部大輔、奥平大膳大夫、井伊兵部少輔家老、並居御礼、御白書院御次之御襖障子老中開ㇾ之、御縁ニ江戸町之年寄、上京、下京、大坂、堺、奈良、過書(淀川過書、船支配、過書座年寄)銀座、朱座、五ヶ所割符之者共(糸割符年寄)各所町年寄、惣町中、右之者共一同御礼、御奏者番披露、畢而岩松満次郎　御目見、披露同前、相済而　入御

奈良町からも、はるばる江戸へ伺った拝賀の順位とようすをうかがうことができる。

町代とその改役　奈良町の行政にきわめて大きな役割を果たしたものは町代である。奈良奉行―惣年寄という系列のつぎにあり、幕政の執行吏の立場にあったものである。

江戸時代の初めの町代であった人の名は判然としないが、中ごろには五人の町代がいた。西御門町の高木嘉兵衛・西寺林町の奥田利助・北魚屋東町の永嶋平右衛門・酢屋町(中筋町)の高木又兵衛・光明院町の藤田市左衛門である。天保十一年(一八四〇)になると、高木又兵衛・半田利兵衛・藤田太三郎・和田篤三郎・半田善之助がこの任務にあり、高木の子の文三郎が見習いに出ている。したがって、惣年寄と同じく、あるていどは世襲化していたと考えられる。この五人の町代のうち、二人が上町代となり、三人が下町代となっていたが、上町代は惣年寄のもとでその命令を町々に伝達し、下町代は上町代を補佐する立場をとっていた。

二人の上町代は、奈良の町を地理的に二分したわけではないが、一応これを南北に分けて庶務を担当した。江戸時代のはじめ奈良町が八八町のときは、触口はそれぞれ四四町ずつであったが、寛永十一年(一六三四)からは南北五〇町あてとなっている。このとき、地方(じかた)町を支配する半田方庄屋(のちの町代)が二五町を受け持ってこれに加わり、奈良は三分された形をとっていた。

その後、町数は増加し、宝永七年(一七一〇)になると、半田方三〇町を半分に分割して南北にそれぞれ加えている。

それとともに北方へ円慶屋敷と北市北方を合わせ、さらに寺下分六町六村を編入し、南方へ寺下七町七村を集めた。したがって、北方七六町分を高木又兵衛へ、南方八〇町分を半田理介へ預けることになった。

上町代は一年交代で町中の必要な諸入用を計算してまとめ、慶長十八年（一六一三）から元禄九年（一六九六）までは、北方は高木又兵衛が、南方は半田理介が、それぞれ一町ごとにまとめて印を押し、各町に納金を命じ、集金のあと支払いをしていた。妻木彦右衛門が奈良奉行になった元禄九年の終わりごろからは、諸入用の目録を南北二通作製して奉行所に提出し、当番与力が立会いのうえ印判を押し、町方へ各一通を回達した。元禄十三年（一七〇〇）になると、南北各一通の目録に惣年寄の月番がはじめて加判することになり、奉行所の用人が立会い、与力の奥書と証判を得て、町方へ集金を命令している。それが、細井因幡守が奉行（享保十一～十四年〔一七二六～二九〕）のときには、諸入用の明細帳を提出するように命令をうけた。そのうち、年頭・八朔の江戸出府の費用は惣年寄から、そのほかの諸費用は、これまでのように上町代から支出する仕組みになったのである。

なお、町代は毎年四月になると、各町に宗旨改め・浪人改め・鉄砲改めを指示し、各町提出の帳面と手形を調べ、これを惣年寄にまわした。そのほか高札場・火の見櫓・橋などの修理、あるいは変死や夜逃げ、欠所人の家財の検視の立会い、町人の訴訟についての事情聴取から調停、さらに家屋敷の売買のときの売券や図面の審査などまで、その仕事は多方面にわたっていた。また火事のときには、あとで記すように重要な役割を果たさねばならなかった。

毎年、町代の代表が幕府へあいさつに行き、奉行所へも、年頭・八朔にはお礼のため町中の年寄・町代・月行司はそろって出頭し、手みやげを献上した。そのときには上町代の当番一人は、伺候者の名簿をつくることになっていた。御上使とか国回りの幕府の役人が奈良へきたときには、送迎をはじめ、滞在中の接待をつとめなければなら

なかった。その役人が使用する御朱印人足・伝馬人足・証文人足・定賃人足などを奉行所に注進し、当番の町代が人足調達の世話をし、その費用は町中に賦課されるものであった。

町代はこのように町の行政にきわめて大きな役割をもったことになるが、実際は奉行所の下働きにすぎず、町政を自主的に運営する余地はほとんどなかった。これにたいし、給与についてみると、上町代は慶長十八年（一六一三）からは一年間に切米（俸禄米・夏冬に支給）一三石を、正保四年（一六四七）以後は一五石を支給されており、下町代は、はじめ一〇石であったが、おなじ正保からは一二石を受けることになった。

このような町代の持つ幕府の下級官吏的役割は、時代が下がるにつれて重くなり、その社会的地位は向上する。たとえば、年頭・八朔のお礼のための江戸参府が、はじめ惣年寄であったのに、それが町代一人と惣年寄の名代にかわったことは、明らかに惣年寄と町代の位置が逆転していったものとみてよいであろう。町代が奉行所に出仕し、直接行政に参加したその特権的地位は、時代を経るとともに惣年寄をしのぐものであったと思われる。

なお、それぞれの町には町年寄と月行事がいて、それぞれ各町内の世話をしていた。普通は三人から四人で、当番の者はどちらも一人か二人であったが、餅飯殿や椿井のように二人の年寄と三人の月行事がいたところもある。町代はあるていどは世襲化していたといえるが、江戸時代を通じて、必ずしもその身分は安定していたのではなかった。

享保十二年（一七二七）に半田理介と高木加兵衛は「役義取り上げ」となっている。その理由はわからないが、三年間は下町代が兼務の形でつとめ、同十五年（一七三〇）に両人とも、「慶長年中以来之通」り、上町代に復帰している（東向北町『万大帳』）。このときの触書のなかで、町方から奉行所に願い出るものは、上町代→惣年寄→奉行所という順序をふむことを申達している。このことはしだいに増加する実務的な多くの仕事のなかで、実権をもってきた上町代の越

権を押さえようとしたものか、それとも名誉職的なものになりがちな惣年寄たちの地位保全をはかったものかわからないが、いずれにしても奉行所としてこれが封建的秩序を正すよい機会と考えたのかもしれない。

また、寛政四年（一七九二）に、町代藤田弥三郎・役所見習藤田市三郎は「右之者共儀先達而、慎ミ申付置候所、役中不筋之義有之ニ付、此度、町代役取放候」（「井上町中年代記」）と免職になった。ここにいう慎み申しつけられたのが、どのような理由か、役中不筋とは何であるのかはわからない。これが七月十九日のことで、四日後の二十三日に奉行所は町代の跡役に希望者を募った。希望者があれば名前を書いて封印し、惣年寄に提出せよというもので、その条件として町代を勤めるだけの器量があり、まめやかで正直、そのうえ町方の気受けのよい人であることが要求されていた。しかし、跡役の希望者はなく、かえってこの人事は、奈良町の人々の関心と同情を集めることになった。

各町の年寄の有志たちは、南円堂に集まって寄合いを開く呼びかけをしたから、井上町の年寄は、どこからともなく伝わる寄合いの呼びかけにたいし、隣町と相談して心配しながら参加した。寄合いの内容は、「井上町中年代記」によれば、「兼ゞ噂致候義も有之候故」とか「奈良町一統之義に御座候間、其儀ヲ申立」てるとだけ記されている。制度上の改革を求めるもののようであった。

さて、寄合いの決議は七月二十九日に惣年寄の西村庄左衛門を通じて奉行所へ差し出された。やがて八月十九日になって、奉行は中新屋町・元興寺町・中辻町の年寄を召し出して、つぎのような意味の沙汰を出し、翌二十日には惣年寄から町々へ触れを出している。

町代は

1、これまで、大坂の目付が巡見などで来るときの出迎え、鹿の角伐り・相撲・芝居・能狂言・あるいは町方で変死人などのあったときの世話をしていたが、これをやめる。

2、給米は、これまで中米の高値段であったが、値段の高低があるため、今年(寛政四年(一七九二))の暮れから、銀で渡すようにする。

触口町代　一か年　一貫目
平　町代　一か年　八〇〇目

多方面にわたる町代の仕事は、報われることも少なかったことであろう。これが町代の仕事の内容についての嘆願の結果であるとすれば、その願いの全部か一部かはわからないが、少なくとも奉行の取りはからいで一件落着となったのであろう。

ところで、町代の跡役については、推選もなかったが、翌五年(一七九三)の十一月になって、井上町の年寄は惣年寄中へ「差而申立候筋合者無御座候へ共」といい、「唯困窮故之儀」であるから、前町代の復職を願いたいと嘆願した。前年の末に奉行は病死し、新奉行が着任して約九か月、復職嘆願の時期とみたのであろう。この願いはどう処置されたのかわからないが、別の記録によると、その後、藤田家は町代をつとめていたようである。

町触れと高札場　町代の仕事の一つに、触れ書きの伝達があった。「触」は江戸時代の法令の中でも、とくに民政にかかわるもので、民衆にとってはもっとも切実な規範であった。その内容は幕府の出す基本的な政策から、民衆の日常生活の心得のようなものにいたるまで、いろいろであった。上意下達を中心とする当時の行政にあっては、末端まで周知徹底されることに意を用い、その布達には手順がきめられていた。上町代は受け持ちの各町へ町触れの回達をするわけであるが、それには町順がきまっていて、また内容によっては回達する触書をふやし、町触れの正確かつ敏速な浸透を期したようである。

「庁中漫録」のなかに「南都町中可令触知條々」の項がある。それは寛永十年(一六三三)十一月に中坊左近秀政から各町中の年寄に宛てた触状で、その内容のなかには「質物取置事」・「武士牢人不可隠置事」・「新寺建立制止

事」など注意をひくものがある。そしてこの触書は各町に回されると町の年寄が町民に読み聞かせたものであった。

奉行所は町民の守らねばならない事がらを、触書の回達のほかに木札に書き、各所に掲示場をつくって立てた（口絵参照）。これを「御高札場」といった。「庁中漫録」には高札場の設置町名と、その内容がくわしく記録されている。場所と高札の種類を表7で示しておこう。

これでみると、高札場は奈良町の中心橋本町と町のおもな出入口である奈良坂村・不空院辻・中辻町・柳町・下三条口と、奈良回り八か村にあったことがわかる。その心得は天和二年（一六八二）に出されたもので、高札の内容はそれぞれの札の名で示されているが、場所によっては異なった項目をふくむものがある。たとえば忠孝札には忠孝の心得のほかに博奕や喧嘩口論の禁止の項を、毒薬札には、毒薬・にせ薬の売買禁止のほかに、偽金銀や新作のあやしい書物の売買禁止、寛永新銭の用法あるいは買い占め、職人が仲間と組むことの禁止令をふくめている。

表7　奈良町の高札場

町名	種類
橋本町	忠孝札　とたん札　毒薬札　人売買札　吉利支丹札　捨馬札　捨子札　御朱印伝馬札
奈良坂村	忠孝札　毒薬札　吉利支丹札　とたん札　人売買札　捨馬札　捨子札
芝辻村　法蓮村　杉ヶ町村　柳町　油坂村　下三条口　不空院辻　京終村　城戸村　中辻町　野田村　川上村	吉利支丹札　捨馬札

このようにして町民は触書や高札によってきびしく日常生活を規制され、奉行所の権力の中に統制されたのであった。

被差別部落の支配

被差別部落の成立　江戸幕藩体制のとった支配政策によって成立したものの一つに被差別部落がある。この政策は、江戸幕府が支配の根本原則とした身分制社会の確立とその維持という方策をもっとも典型的にあらわしたものであった。

武士を支配者身分として最上層において、おもに城下町に住まわせ、農村に住む農民を年貢負担者としてそのつぎの階層に置き、その他の生産や流通に従事する都市の工商人ら町人を第三・第四の階層とする、いわゆる士農工商の身分制は、職業や居住地を変更する自由を奪う政策によってより徹底したものとなった。幕府はさらにその士農工商という身分の下に「えた」「非人」という賤民階層を置き、えたの居住地を限って被差別部落としたのであって、そこには身動きのできない封建的身分の差別が集中的にみられるのである。その結果として、農工商という被支配身分のもの、とくに現実に強い圧迫下にあった農民層の不満をそらさせ、より確実で効果的に年貢の収奪をおこないうるという効果をあげたと考えられる。

中世には、貴族や寺社などの荘園領主や在地土豪の強大化した大名などに個々に隷属していた者、あるいはまた特定の支配者のもとにあったわけではなくて、浮浪の民とでもいうべき人たちがいたが、中世の政治権力は全国的に統一支配した強力なものではなかったから、その隷属の仕方はまちまちであった。それらの人々は、寺社の修理清掃その他の雑用に従事したり、祭礼などの芸能にたずさわったり、大名のための下働きをさせられたりしており、その住居も特定の場所である場合もあり、川原などの場合もある。そしてその中から武士や商人などになっていっ

た者もあって、中世の賤視された隷属民にはなお流動性があった。このような中世の賤視された人の中には、近世になって被差別身分とされた人々もあったであろうが、近世の被差別部落の形成はむしろ支配者の意図的な政策と考えられる。

現在各地に残存している太閤検地帳の中に耕作者の肩書「かわた」とあるものがある。この「かわた」が皮革業者という意味の職業名であるのか、のちの「えた」身分につながる被差別身分の名称とみるかについてはなお議論があるが、いずれにしろ豊臣氏の時代にこのような差別された肩書があったことは明らかである。それは当時の戦乱下でことに必要であった武具の生産者として、とくに農民と差別されたのかもしれないが、やはり近世初頭における身分的な差別のあらわれということができる。

したがって近世の被差別身分とその部落は、中世以来自然発生的に生じたものではなくて、中世末から近世初めにかけてつくられ、さらに徳川政権によって被差別部落へと定着させられたものというべきであろう。

つぎに注意すべきは、被差別身分の固定が幕藩側によって政策的になされたといっても、幕藩体制の成立期に一斉に部落が形成されたとか、また差別が法規的に明確になったというわけではないことである。もちろん十七世紀の近世初頭から差別された部落はでき始めているが、その後ことあるごとにその差別は職業その他で強化されている。城下町や幕府直轄の都市などではその都市の統制が強化されていく過程で、農村部では年貢の増徴や貨幣経済の進行や凶作などの関係から農民の階層分化が進む過程で、この現象がみられるのである。換言すれば、封建社会のもつ矛盾の増大と、体制社会を維持しようとする支配者側の強圧策のもとで、この人間の差別は拡大したといえるであろう。たとえば非人に結髪を禁じた制が出たのは享保期（十八世紀前期）であるが、これは一般農民や町民と外見的にも区別させる露骨な差別政策であって、それが享保期という幕藩制建て直しの時期であったことが象徴的である。

近世の差別には「えた」と「非人」という二つの身分的称呼が用いられている。しかし、その区別の基準や両身分の違いなどについては現在のところまだ不明なところがあるが、えたの身分の者についてその居住地を定めて被差別部落としたのであって、これはその差別をさらに露骨にした政策であった。「えた村」とよび、その村を地図の上での里程計算にも入れなかったことなど、その意図的な政策であることを示している。それが差別された人たちにいかに苦痛であったかは、幕末に大坂発行の絵図に地名が載せられたとかで、えた村から奉行にお礼にきたということ（『掌府紀事』）からもうかがわれよう。

奈良町の被差別部落　近世奈良町において差別された部落としては、東之坂・西之坂・畠中があり、ほかに現奈良市域の農村部にも数か所の被差別部落がある。総じてそれら被差別部落にはその歴史をたどり得る史料が乏しいために、それぞれの部落についての叙述は不可能であるが、天理図書館に「東之坂町文書」や『松操録』などがあるので、東之坂町の場合を中心にして、以下断片的ではあるが述べてみよう。『松操録』四巻は東之坂町の旧家松村家（松屋）の当主が大正四年（一九一五）に同町の諸資料を整理し書写した記録であり、すでに公刊もされている（『日本庶民生活史料集成』二五）。

東之坂の来歴を物語る文書としてよく引用されるのは、寛文四年（一六六四）の北山非人の支配に関するものである。これによると、東之坂長吏は興福寺一臈所のもとでその役儀を司る者で、春日社に属する北山非人に対して下知し上米を取る権限をもっていた。そしてそのいわれは「御春日様当三笠山へ御影向の其の往古より我等先祖へ仰せ付けられ、今に至る凡そ九百余年、長吏司を相勤め罷り有り」と伝えている。ここに北山非人というのは、般若寺近くに住んでいた非人と考えられる。その他の文書などからみると、この北山非人に対する東之坂長吏の支配の関係は、中世以来の伝統のようで、近世初頭になってその関係が不安定なものになってきた。ここに幕府側がこれまで

『松操録』表紙（天理図書館蔵）

北山非人が扱っていた春日神鹿の死体処理の権限を、その伝統によって東之坂長吏に集中させる政策をとった。そのため、それまで長吏の下知に従っていた北山非人たちは、長吏から離れていったようで、近世中期には興福寺の支配からも脱して農民や商工民となっていったことが知られる。これについては、北山非人が大晦日の夜に富々と豊饒福寿を唱えて歩いた唱閒師的な人たちであったが、享保のころ（十八世紀初期）にはそれが全くみられなくなったという『奈良坊目拙解』の話も参考になろう。こうして北山非人が死鹿の処理から離れていったのに対し、東之坂にそれが専ら託されることになり、さらにえた村として新たに差別を強いられるようになったものと思われる。このように東之坂の町民は興福寺との関係を大事にしていたのであって、元禄年間に光善院（興）町から新道をつけたいのでこの町の屋敷を後退させるよう申し出があったときにも、興福寺御用をたてにこの要求を拒否している（『松操録』）。

つぎに宗教政策の面からみてもいちじるしく差別されていたことがわかる。というよりは、これによってさらに徹底させられたということができる。幕府の寺檀制度や本末寺関係に代表される寺院政策の確立した時期は、前項で述べたように、寛文から貞享にわたる時期（一六六〇～九〇ごろ）であるが、このころに幕府は、被差別部落の宗教的差別支配を明らかにしている。被差別部落では一般に浄土真宗の信徒が多いが、幕府は西本願寺の下にえた頭寺として中本山を定め、この下に各部落の真宗道場を末寺として統制する形をとらせた。そして多くはその末寺と部落の人たちの間に寺檀関係を結ばせるわけである。普通にえた頭寺としては二〇余か寺が知

られているが、大和のえた村の寺は摂津富田の本照寺か京都の興正寺を頭寺とするものが多い。

享保九年（一七二四）の「東之坂宗門帳」によると、当時東之坂では郡山今井町の光慶寺門徒が一一戸六〇人、直接本照寺に属するものが六戸一八人となっている。光慶寺は興正寺の末寺であった。その後寛政十一年（一七九九）になって東之坂に光蓮寺が開かれ、以後この寺が部落の檀那寺となった。あるいはそれ以前には寺も部落から離れた場所にあったから、ここには道場があったのではなかろうか。この光蓮寺が開かれた寛政のころは、身分差別の強化政策がとられた時であって、宗教面でも幕府はしきりに強制改宗をせまっている。東之坂町に対する差別はこの時代にも強化されたといえるであろう。

なお西之坂町の寺は真宗明光寺で、記録には直参町惣道場明光寺とみえており、同寺は元禄二年（一六八九）の創立と伝え、過去帳の上限は同十四年であるという。本願寺史料の『大和国諸記』によると寛政五年（一七九三）に門徒から本山へ願い出た一件があり、その取調期間中信徒四九人を一時浄教寺に属させたこともあった。

このようにしてつくられた差別は、奈良奉行所による触状の回し方をみても明らかである。触状は、その内容の緩急によって何通かを作成し、これを町代を通じて十数か町ごとにわけて回覧させるものであるが、差別された三か町だけが一括されて、別に作られた一通を回覧させることになっていた。

被差別部落の生業　東之坂の持つ権利としては、前項でふれたように春日神鹿の死体の処理があった。これは東之坂町文書）。その担当した地長吏が中世以来興福寺との関係からもっていたもので、本来は春日社と興福寺に関する犯罪の処理に興福寺衆徒とともに当たり、また境内の行き倒れの者の取り片付けなどを含めた清めの役からきたものと思われる。そして近世になってからは、長吏家と他に一～二の一族がこの権利を代表して持っており、その役料として毎月米二斗五升と、毎年末に銀四三匁および御加扶持として米三升とが当てられていた（東之坂

域も初めはいまの三条通りを境にしてその北は東之坂、南は西之坂の領分とされていたが、寛永十八年（一六四一）からは南方も東之坂の担当する区域とされた（「東之坂町文書」）。こうして東之坂の町民が専ら特権としてその仕事にあたることになったものである。そのほか神鹿を害する野犬を追い払う人を出すのも東之坂の役目であって、興福寺が犬狩巡行をするときはその先払役二人を出し（『奈良坊目拙解』）、一人一日一〇〇文が支給されていた。この仕事は近世後期になると東之坂町の手にゆだねられることになり、その手当は文化十一年（一八一四）から五か年間は毎年米七石宛、以後は五石宛となっていた。また鹿の角伐りのときに鹿を捕えるのもその役目であった。

つぎに死牛馬処理権の問題がある。一般に草場株とよばれ、死牛馬を引き取り、皮や肉を処分できる権利のことで、草場とはその管轄の区域を指している。この権利は厳密に定められ、部落外の人や部落住人であっても草場株を持たないものは関与することはできず、また草場株は売買の対象になっていた。東之坂町の草場は、天正十六年（一五八八）から残されている草場株売券（「東之坂町文書」天理図書館蔵）によって次第に広められたことがわかり、表8のように、村数を検出することができる。その範囲は、東部は東山山中田原各村から狭川須川地域まで、南部は添上郡白土村（現大和郡山市白土町）あたり、西部は富雄の三碓村付近、北部は山城国境にまでおよんでいた。こうした死牛馬処理権は、草場株を所持した人々だけの権利であったが、部落大衆は、死牛馬処理から派生する種々の業務、たとえば、皮はぎ、皮加工などに従事したものと考えられる。とにかくこの権利は、被差別部落の生業としてその経済基盤の一つをなしたものである。

表8　東之坂町草場範囲

郡名	村数	備考
添上	59	奈良町を除く
添下	27	
不明	13	
計	99	

①奈良町はほぼ全域が草場
②村数には枝郷・垣内まで含む
③天理図書館「東之坂町文書草場譲状」から作成

皮加工に関連して綱貫の製造販売のことがある。綱貫とは皮製の作業靴のことだと考えられるが、東之坂町で製造し、高畑市ノ井あたりに出店を持ち、おもに東山山中の人々へ売っていたようである（「東之坂文書」）。生産量や一足あたりの価格を知ることができないので、東之坂町全体へのかかわりはよくわからないが、数名の座衆の手に販売権がにぎられている（「東之坂町文書」）。

そのほか中坊飛騨守が奉行のときから、奉行所の掃除を勤めるのもその仕事であった。すなわち毎日一人が出頭して掃除し、その者には、えた仲間から日傭銀一三〇匁を渡すことになっていたが、後には九〇匁になったという（「町代和田藤右衛門諸事控」）。また五節句などのときは七～八人も出て掃除をしたものであった（「東之坂町文書」『寧府紀事』など）。

以上のような近世東之坂町の特権的生業以外の職業を考えるうえで参考となる史料は、さきに用いた享保九年（一七二四）の「東之坂宗門改帳」である。これによると、家持一一軒、借家六軒となっており、家持一一軒の職業は皮屋四、太鼓屋一、青屋二、草履屋三、雪踏屋一となっている。しかもそのうち五軒は下人、下女を抱えている。残る借家六軒の者は、おそらくそれぞれの家主の職業に労働力を提供していたものであろうか。これによると皮革に関するものや履物類の製造、あるいは染物業等が主要な職業であったことがわかる。近世の差別された部落の人たちは、こういう限られた手工業に従事していたわけで、近世中期以後も、その業種には大きな変化はなかったと思われる。